

神秘の湖
魔神の湖
摩周湖は
深い畏怖に
似た憧憬を
感じさせる

北海道行政書士会報

発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
T 3381-20545
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話 7151-3番

41・1・29
谷地頭町二の五
清川 繁一 雄
法7条の3

第二八号 もくじ

巻頭言	2
行政書士会発展のために —業務範囲厳守について— 渡辺 会長	2
支部だより	2
札幌支部	
空知支部	
網走支部	
釧路支部写真	
行政書士登録	3
誌上講座 (第六回) 戸籍法について 沢田 先生	3
報告	5
会 員 移 動 四十一年度収支予算 非行政書士違反検査処分通知	5
連 絡	7
事務局日誌	8
行政書士試験案内	8

巻頭言

行政書士会発展のために

会長 渡 辺 慶 吉

◎業務範囲厳守について

行政書士法第十六条の三により、行政書士会の会員は、行政書士法第一条に、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む)を作成することを業とする。行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行なうことが他の法律において制限されているものについては、業務を行なうことが出来ない。と規定されていることは御承知の通りであります。行政書士会会員は類似業種である司法書士法、土地家屋調査士法、建築士法、税理士法、公認会計士法、宅地建物取引業法、その他

関連ある法律に定められた法律違反を犯すことのないように厳守願います。最近これらの法律違反容疑により司局の取調を受けている不祥事の発生を見る事例もあり誠に遺憾に堪えない次第であります。申すまでもなく司法書士は司法書士法第一条、土地家屋調査士は、土地家屋調査士法第二条、建築士は建築士法第十八条による業務執行であり、税理士は税理士法第一条、公認会計士は、公認会計士法第二条にそれぞれ業務内容が明示され法に定められた資格者又は免許を受けたものでなければ、法律違反を犯すことになりませんので、各々の業務範囲を越えない明朗なる業界発展のため努力せられるよう希望します。

支部だより

札幌支部総会

一、五月十四日午後一時、大通区出張所に於いて行なわれた。

- 一、出席人員 三十八名
- 一、議 事
 - 昭和四十年年度事業報告決算報告の件
 - 昭和四十一年度事業計画及予算承認の件
 - 陸運関係及び農地法関係の研修会開催の希望あつたが取敢えず農地法関係の研修会を行なうこと

研 修 会

一、日 時 六月四日午後一時、豊水区出張所に於いて行なわれた。

- 一、出席人員 三十四名
- 一、課 題
 - 農地法関係の解決、宅地造成関係

行政書士の登録

登録年月日	登録番号	住 所	氏 名	資 格
41.3.22	7号	札幌市藤野108番地	林谷 幸吉	法2条
41.3.28	8号	札幌市琴似町24番地	内山 良夫	法2条
41.3.28	9号	札幌市中の島9条7丁目	武田 徳蔵	法2条
41.4.4	10号	札幌市月寒東5条6丁目	松田 健一	法2条
41.4.6	11号	札幌市双子山町510	氏家 幸雄	法2条
41.4.19	12号	札幌市北20条西5丁目	河島 栄作	法2条
41.4.16	3号	渡島山越郡長万部町3番地	菅原 繁治	法2条
41.4.5	2号	後志小樽市天神29番地	大淵 博	法2条
41.4.25	3号	余市郡余市町朝日町87番地	佐藤幸四郎	法2条
41.4.11	4号	三笠市本町250番地	加藤 春松	法2条
41.5.17	2号	中川郡池田町20番地	名古屋 勉	法2条
41.5.17	3号	帯広市南町7線25の88	山内 敏雄	法2条
41.4.26	5号	厚岸郡浜中町大字霧多布村1の通12番地	津田 政雄	法2条
41.4.26	6号	釧路市富士見町23番地	井上 淳	法2条
41.5.12	7号	釧路市春採181番地	常見 庄司	法2条

誌上講座

戸籍法について(第六回)

旭川市役所市民課

沢 田 孝

親 権

1、親権の変遷

古代の社会においては、親権は親が子に対する絶対

本年度事業計画に基づき農地法関係の研修会を開催した。札幌市農地委員会及び札幌市宅地指導課より講師を派遣願ひ、会員多数が出席し研鑽した。

空知支部定時総会

一、六月五日午前十時、岩見沢農業協同組合事務所にて行なわれた。

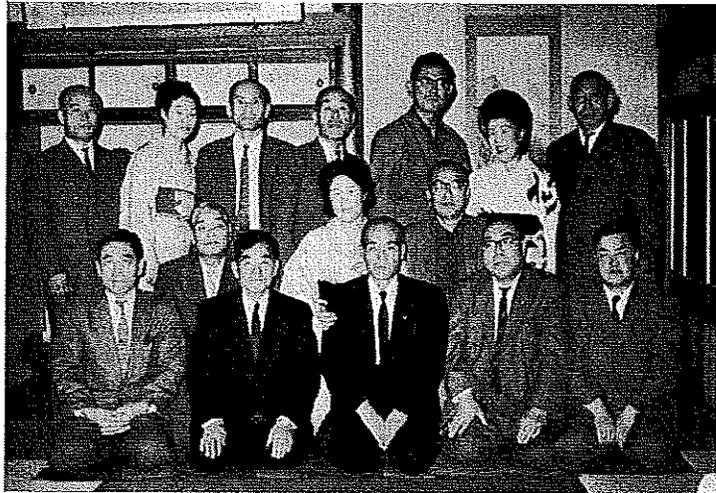
- 一、出席人員 十六名
- 一、来 賓 岩見沢市長(代理総務部管財係長藤沢勝美氏)
- 一、報 告 昭和四十年年度業務 昭和四十年年度決算
- 一、議 案
 - (イ) 昭和四十一年度予算
 - (ロ) 業務講習会(七月十日)開催
 - (ハ) 農地法の全般その他。

- 一、役員改選に移り次の新役員に決まる。
 - 支部長 今村竜太郎
 - 副支部長 竹内茂一、桶口 優、木村米次郎
 - 監 事 南川小四郎、但野万吉
 - 部 長 1 庶務部長 岡田勝美 2 業務部長 後藤 勲
- 一、協議事項
 - イ、会費納入について
 - ロ、報酬額の計算について
 - ハ、他書士業務への領域侵犯について
 - ニ、非行政書士の対策について
- 一、本会より渡辺会長出席

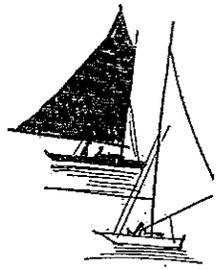
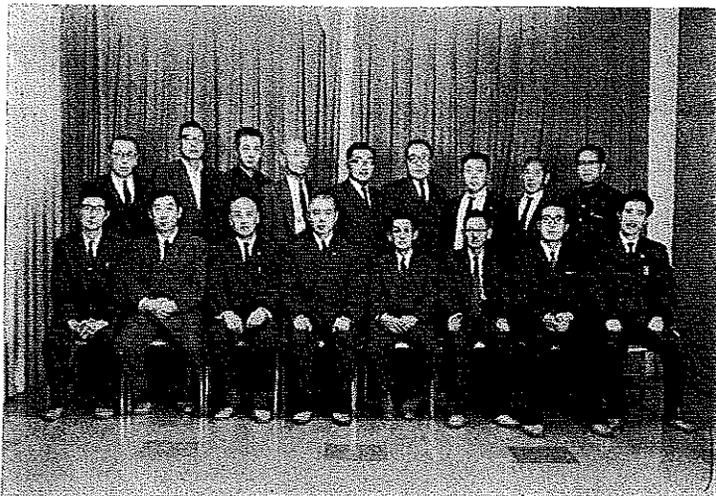
網走支部総会

一、六月五日 午後一時 網走市千代菊亭にて

- 一、出席人員 十二名
- 一、来 賓 本会藤山副会長、網走市農業委員会 加瀬事務局長
- 一、報 告 昭和四十年年度会務 昭和四十一年度決算
- 一、議 案 支部役員旅費額等支給額決定の件 質疑に入り夫々応答討議をなし盛會裡に午後三時四十分閉会した。



○四月二日の釧路支部総会のためは会報27号に掲載しましたが、当時の写真遅くなりましたが、本号に掲げます。



的な支配権で恰も所有権のようなものであった。親は子に対して遺棄殺害売却等所謂生殺与奪の権限があると解釈されていた。我が国に於ても徳川時代までは親権の作用として子の殺害監禁勸当等が行なわれていた。明治になって自由人権の思想が欧米諸国から入ってきて親権の觀念に著しい変化をもたらした親の権利であると同時に子を保護するための義務であると云う考へ方に変ってきた。

2、親権の意義

父母が親であるという身分に基づいて、未成年の子の養育を目的とする権利義務の総体を親権と云う。

親権は権利であると同時に義務である。現在の法令の下では「子のために」存するのであるから権利というよりは寧ろ義務という方に重点がおかれている。

3、親権の内容

イ、子の身上に関する権利義務

(1)教育看護の権利義務

(2)居所指定権

(3)懲戒権

(4)職業許可権

(5)親権の代行権

ロ、子の財産に関する権利義務

(1)財産管理権

(2)財産行為の代理権

(3)財産行為の同意権及び取得権

4、親権に服するもの

(1)未成年の子は父母の親権に服する

(2)未成年の養子は養父母の親権に服する

5、親権者

(1)父母婚姻中の場合、父母共同

養父母婚姻中の場合、養父母共同

父母(養父母)の一方が所在不明その他の事由により親権を行なうことが出来ないときは他

うとするときは父母双方から届出をしなければならぬ。

(2)裁判に基づく届出

6による親権者指定または親権者変更の裁判が確定しもしくは調停成立したときは、親権者になった者は、その裁判が確定もしくは調停成立の日から十日以内に届出をしなければならない。

15才未満の養子が離縁する場合に、その養子が縁組継続中に実父母が離婚していて離縁後の親権者を審判によって定められた場合はその他の事項欄に「養子の離縁後は父何某が親権を行なう」と記載して審判書の謄本を添付すれば別に親権者指定届の提出を要しない。この場合には市町村長が職権で親権の記載をする。

11、親権または管理権喪失宣告

父母の一方が親権または管理権喪失の宣告を受け他の一方がその権利を行なう場合はその親権者は、右の宣告の裁判確定の日から十日以内に親権または管理権喪失の届出をしなければならない。この届出は、その裁判によって最後に親権を行なうもの、または父母同時に失権の宣告を受けた場合は届出の必要がない。このときは後見が開始する。

12、失権宣告取消

失権取消の裁判が確定した場合は、その裁判を請求したものが確定の日から十日以内に失権取消届を出さなければならない。この届出は父母の一方が失権宣告を受け他の一方が親権を行なっている場合のみになされる。現に後見が開始している場合は後見人から後見終了届をするから失権宣告の取消届を要しない。

13、親権または管理権の辞任と回復

親権または管理権の辞任及び回復は家庭裁判所の許可を要しその許可が辞任及び回復の要件であるから、その許可がない届出は間違つて受理してもその効力が

の一方が親権を行なう。父母(養父母)の一方が死亡したときも同様である。

(2)父母が婚姻していない場合、単独親権

(イ)届出でない子の親権は母が行なう

(ロ)父母離婚後に出生した子の親権は母が行なう

(3)協議で親権者を定める場合

(イ)父母が協議上の離婚をする場合はその一方を親権者と定めなければならない。

(ロ)協議で父を親権者と定めることができる。

(ハ)協議で母を親権者と定めることができる。

(ニ)協議で父を親権者と定めることができる。

(ホ)協議で母を親権者と定めることができる。

(ヘ)協議で父を親権者と定めることができる。

(ニ)十五才未満の養子が離縁する場合、実父母が養子の縁組継続中に離婚しているときは、その協議で一方を養子の離縁後における親権者に定めなければならない。

6、裁判若しくは調停によって親権者を指定又は変更する場合

(イ)親権者指定

(1)裁判上の離婚の場合は、当該離婚の裁判において同時に父母の一方を親権者に定める。

(2)5の(3)協議によって親権者を定める場合に

おいてその協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは家庭裁判所は父又は母の請求によって協議に代わる審判をすることが出来る。なおこの場合は調停によつても親権者を定めることができる。

7、親権者変更

(1)5の(3)の協議6の審判によって父母の一方を親権者と定めた後、子の利益のため親権者を他の一方に変更する必要があるときは、家庭裁判所

生じない。この届出は創設的届出である。随つて家庭裁判所の許可の審判があつても届出をしなければその効力は生じない。父母の一方が親権を行なつていた場合に親権の辞任

は子の親族の請求により親権者変更の審判をすることが出来る。

(2)協議又は裁判によって父母の一方を親権者に定めた後親権者が死亡した場合は、他の一方が親権者となることなく後見が開始することになる

ので親権者変更の余地はないことになるが家庭裁判所において親権変更の審判をした場合はその審判に基づいて届出は受理するとの先例がある。

8、親権行使に対する制限

親権を行なう父または母と親権に服する子と利益相反する行為については、父または母は子を代表してその行為をすることができないから子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。

9、親権の代行

未成年者の親権を行なうべき母(稀には父)が未成年の場合は母(父)は親権を行なうことが出来ない。この場合は母(父)の法定代理人である父母または後見人が未成年者である母(父)に代つて親権を行なう。

10、親権者指定または変更の届出

(1)協議による届出

(イ)協議で離婚をするときはその離婚届書に書く

(ロ)十五才未満の養子が離縁する場合その養子が縁組継続中に実父母が離婚しているときはその協議でその一方を親権者と定めるが、この場合は養子縁組届の「その他の事項」欄に「親権者を定める協議を証する書面は同時提出の親権者指定届を援用する」と記載して親権者指定届を同時に提出する。

(ハ)右以外の事由によつて協議で親権者を定めようとするときは

生じない。この届出は創設的届出である。随つて家庭裁判所の許可の審判があつても届出をしなければその効力は生じない。父母の一方が親権を行なつていた場合に親権の辞任

報告

〔会員移動〕

◇入会 (41年4月20日より6月)

支部	氏名	氏名	事務所	入会月日	備考
支部	氏名	氏名	事務所	入会月日	備考
網走	七五六	村井 工	北見市大通西八丁目	5・13	新入会
札幌	七五七	久保田 文雄	札幌市北18条東13丁目7の2	5・17	〃
〃	七五八	石岡 豊太郎	札幌市北9条東6丁目	5・17	〃
〃	七五九	常見 庄司	釧路市春採131	5・24	〃
札幌	七六〇	松永 正敏	札幌市平岸6条4丁目	5・25	〃
〃	七六一	長浦 正志	江別市緑町西1丁目64	6・1	〃
〃	七六二	吉田 正史	千歳市東雲町3丁目1	〃	再入会
〃	七六三	山下 省三	釧路市官本町31	6・1	新入会
〃	七六四	新藤 直	釧路市川上町7丁目2	6・14	〃
札幌	七六五	山藤 巖	札幌市北33条東9丁目	6・27	〃

◇退会

支部	氏名	住所	退会月日	備考
札幌	矢沢 佐一	江別市緑町西2丁目3	5・13	廃業
函館	松井 森三郎	山越郡長万部町字長万部	5・27	死亡
旭川	近田 三夫	上川郡東鷹栖村字近文	6・14	廃業
〃	白川 茂喜	旭川市5条18丁目右10号	6・17	〃
札幌	辻 二郎	札幌市北29条西7丁目	6・20	〃
空知	外塚 英二	芦別市北1条東2丁目7	6・24	死亡

〇四十二年頭初より六月三十日までの会員移動調

支部	年度始 会員数	入 会			退 会			41年6月 30日現在			
		新入	転入	再入	計	死亡	廃業		処分	転出	計
札幌	126	22	2	1	25	1	2	4	7	144	
幌館	42	4	—	—	4	1	1	3	7	39	
函小	39	4	—	—	4	—	1	1	3	40	
空旭	61	6	—	—	6	3	—	1	5	62	
留宗	84	10	—	—	10	1	—	—	4	90	
留宗	8	3	—	—	3	—	—	—	1	10	
留宗	7	—	—	—	—	—	—	—	—	7	
留宗	59	3	—	—	3	—	—	1	1	61	
留宗	35	3	1	—	4	2	—	—	2	37	
留宗	13	1	—	—	1	1	—	—	1	13	
留宗	56	—	—	—	—	—	—	—	2	54	
留宗	17	6	—	—	6	—	—	—	—	23	
留宗	9	1	—	—	1	—	—	—	—	10	
合 計	556	63	3	1	67	10	8	11	4	33	590

四十二年年度収支予算

〇昭和四十二年年度収支予算案を左記の通り提案しましたが、三月二十日の定時総会に於いて、支出の部（交付金について）修正の要ありと認め、理事会に一任されましたので、三月二十二日、理事会に於いて修正可決し、本年度収支予算案は後記の通り決定されました。

《本年度収支予算》

収入の部 原案通り無修正
支出の部 修正予算

〇非行政書士事例について

昭和四十年八月十九日総第五十三号を以って、〇警察署長宛に左の文章を發した。

行政書士法違反容疑取調願の件
昭和二十六年二月二十二日法律第四号を以て従来
の代書人取締規則が行政書士法として制定せられ、更に昭和三十五年五月二十日法律第八十六号を以て同法の一部改正せられ、その内容に於いて従来自由業であつた行政書士が一段と規制されることとなつた。即

一、容疑者の住所氏名令
住所 〇〇市〇〇町
氏名 何 某
年令 〇〇才位

一、違反容疑の事実

事務所名称 行政代(行)事務所
開設年月日 昭和三十八年二月二十日頃
事務内容 行政書士法第十九条に該当容疑
(失業保険事務に關係) 詳細略す。

右に關し昭和四十一年七月四日左記の回答に接す。

四十二年検三二五号

検察処分通知書

貴殿から昭和四〇年八月十九日附付告発のあった何某に対する行政書士法違反事件については昭和四十一年六月三〇日左記処分をしたので通知する。

二、不起訴(起訴猶予)

昭和四十一年六月三〇日

何々区検察庁検察官〇〇〇〇

北海道行政書士会

会長 渡辺慶吉殿

〇一九七二年冬期オリンピック、札幌市に決定

世紀の美の祭典札幌オリンピックを推進し成功させよう。

〇連絡

一、本年二月札幌に於いて開催の全道行政書士会総会にて本年一月より支部交付金一人宛五十円に減額決

項 目	当初予算	修正予算	差引増減	備 考
会議費	205,000	205,000	0	修正なし
企画費	370,000	340,000	△30,000	
会報費	180,000	150,000	△30,000	
交付金	446,000	513,000	67,000	40年度7の月以降の分は237,000円(1人1ヵ月100円)故に不足分追加
負担金	159,660	159,660	0	修正なし
事務費	1,016,140	989,140	△27,000	備品費を10,000円として20,000円減 消耗品を15,000円として5,000円減 雑費15,140円として2,000円減 計27,000円減
備品費	30,000	10,000	△20,000	
消耗費	20,000	15,000	△5,000	
雑費	17,140	15,140	△2,000	
雑支出	30,000	30,000	0	修正なし
退職積立金	19,200	19,200	0	修正なし
予備費	54,000	44,000	△10,000	
合 計	2,300,000	2,300,000	0	

ち同法第十五条により行政書士は各都道府県毎に会則を定めて一個の会を設立しなければならないと規定せられ又同法第十九条により、行政書士会に入会している行政書士でないものは、同法第一条規定の行政書士業務を業として行なうことが出来ない。又同法第二十一条で第十九条第一項の規定に違反したものは、一年以下の懲役又は、一万円以下の罰金に処すると規定されました。そしてその施行期日は昭和三十三年十月となつて居るので同年九月同業者相寄り可急的に会則を草案し、知事の認可を得て全道行政書士に対し改正法の周知徹底を図るとともに、本会を設立し、入会をPRした結果現在会員五百九十名(本年六月末日現在)に達し各支庁の区域毎に支部組織を設け会員各位は行政書士たるの品位昂揚に努め、誠実をモットーに一般民衆の用役に励み行政官公署の良き協力者となるよう万全の努力を致して居ります。然るに今般御署管内に行政書士法違反者が存在する旨通報があつたので、下記を御参考に御取調べ賜わり度御願ひ申し上げます。なお違反事実がある場合は本書を以て告発として御処理下さることをお願い致します。

二、事務局長移動

今回吉成事務局長は長期に亘り幾多の功績を残し、五月三十一日付で退職され、その後任に加藤幹愛氏があつたことになりました。前事務局長御苦勞様でした。一同を代表して感謝の意を表します。

〇就任御挨拶：加藤事務局長

今回四つとも事務局長に選任されましたが、四十年教育界にのみ歩んできたものですので行政書士会の仕事は未知の領域で浅学非才その重任に堪え得るや否や懸念しております。幸い会員各位の御鞭撻御支援によりお役に立たせていただきたくと思ひます。簡単ですが御挨拶といたします。

事務局日誌

五月

- 6日 小樽支部長よりの違反者報告文書総務部長へ回送す
- 7日 札幌の違反者報告文書総務部長へ回送す
- 13日 入会、網走1退会、札幌1
- 14日 札幌支部総会
- 17日 入会、札幌2
- 18日 会費滞納三ヵ月以上の会員に対し督促状發送
- 23日 行政書士違反容疑者取調べ願ひの件札幌西警察署長宛要請
- 24日 入会、釧路1
- 25日 入会、札幌1

報酬額改正委員会委員を選考す(10名)

六月

- 1日 入会、札幌1
- 4日 札幌支部講習会
- 空知支部総会出席のため渡辺会長出席
- 網走支部総会出席のため藤山副会長出席
- 日本行政書士会近畿支部長より労務管理保険士法反対上申書到着
- 11日 第二回報酬額改正委員会午後二時より開催
- 13日 後任事務局長採用面接
- 14日 入会、釧路1、退会、旭川1
- 15日16日 北海道神宮祭典
- 17日 後任事務局長加藤幹愛氏出勤
- 十勝支部より山根行政書士の事件につき電話あり退会、旭川1
- 18日 十勝支部より根根事件の書面届く
- 20日 退会、札幌1
- 網紀委員長緊急選任に関する書面決議についての文書發送
- 23日 十勝支部長佐々木行雄氏山根事件について来訪
- 24日 退会、空知1(死亡により)香典を贈る
- 25日 第四回理事会開催の案内状發送
- 27日 入会、札幌1
- 東京都行政書士会の役員変更通知届く

〇注 意

本年度の行政書士試験は次のように発表されましたので熟読下さい。

行政書士試験受験案内

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条の規

定による、昭和四十一年度の行政書士試験を次のとおり行ないます。

北海道総務部地方課

- 一、試験の期日 昭和四十一年十月六日(木曜日)
- 二、試験の場所 札幌試験場 札幌市北三条西十二丁目
目北海道職員研修所(旧林業講習所)
旭川試験場 旭川市六条通十丁目
上川支庁
釧路試験場 釧路市浦見町二丁目
釧路支庁

三、受験願書の受付期間

昭和四十一年八月十五日から昭和四十一年九月十四日まで(平日は午後五時、土曜日は午後〇時三〇分まで)なお、郵送の場合は、当日の消印のあるものに限り受け付ける。

四、受験願書及び受験資格認定申請書の提出先

- (1) 受験願書 札幌市北三条西六丁目 北海道総務部 地方課
- (2) 受験資格認定申請書 もよりの支庁地方部総務課

五、受験資格

- (1) 次の各号の一つに該当する者
 - ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者。その他同法第五十八条第一項(大学入学資格)に規定する者
 - イ 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上にある者
- (2) 次の各号の一つに該当する者であらかじめ知事から受験資格の認定を受けた者

- ア 行政書士の補助者として、その職に通算して三年以上従事した者
- イ 公団、各徳協同組合等の職員として、行政事務に準ずる業務を遂行して三年以上従事した者

六、試験科目

憲法、法学通論、戸籍法、行政書士関係筆記試験 法令、一般常識、作文

七、受験願書提出手続

受験しようとする者は、行政書士受験願書に所定の事項を記入し、次の書類及び受験手数料を添えて知事に提出し受験票の交付を受けること。郵送により提出する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書在中」と朱書きし、あて先を明記し十五円切手をはった返信用封筒を同封すること。

- (1) 本籍市町村長の発行する身分証明書
- (2) 受験資格を有することを証明する書類(市町村長その他官公署の長、学校長等の在職証明書、卒業証明書、受験資格認定証等)
- (3) 受験手数料五百円(北海道収入証紙を受験願書の所定欄にはりつけること)

八、受験資格認定手続

前記五受験資格(2)に該当する者で知事の認定を受けようとするものは、別記様式による受験資格認定申請書に次の書類を添えて知事(もよりの支庁総務課)に提出すること。

- (1) 履歴書
- (2) 学業証明書(最終学校の卒業証明書)
- (3) 前記五受験資格(2)に該当する者であることを証明する書類

九、その他

- (1) 受験資格の認定は、受験願書提出前に行なう必要があるので、すみやかに申請書を提出し、受験資格認定証の交付を受けること。
- (2) 受験願書及び受験案内は、北海道総務部地方課又はもよりの支庁地方部総務課で交付する。

郵便による請求の場合は、あて先を明記し十五円切手をはって返信用封筒を必ず同封のこと。

- (3) 受験についての問合せは、北海道総務部地方課 行政第二係(札幌市北三条西六丁目 電話二五局九一一一番 内線四三八番)又は、もよりの支庁 地方部総務課地方係に対して行なうこと。

別記様式

受験資格認定申請書

年 月 日

北海道知事 殿

申請者 本 籍 所
住 所
(ふりがな)名
氏

年 月 日生

行政書士法第3条第3号に該当す者として認定されたく、行政書士法施行細則第1条の規定により、履歴書及び関係書類を添えて、申請します。